

平成二十九年広島県内水面漁場管理委員会指示第一号（コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するためのコイの持ち出し等の禁止及び放流等の制限）に基づき、平成二十九年十一月二日付け広島県公告（広島県内水面漁場管理委員会指示に基づく水系の範囲）で公表した水系の範囲を次のとおり変更する。

平成三十年七月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 芦田川水系（八田原ダムから上流、御調ダムから上流、服部大池から上流及び瀬戸池から上流を除く。）

二 黒瀬川水系

三 江の川水系（土師ダムから上流、沓ヶ原ダムから上流及び川井えん堤から上流を除く。）